

【参考】 マイナンバーカードに設定する暗証番号

- ①署名用の電子証明書用暗証番号は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用し、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なもので、利用者が送信したものであること」を証明することができます。（確定申告e-Taxなど）

アルファベット大文字と数字の両方を必ず使用した6文字以上16文字以下で設定できます。

- ②利用者証明用の電子証明書用は、インターネットサイトへのログインやコンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機の操作時に利用し、「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

（マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスの利用など。また、マイナンバーカードの健康保険証利用登録やマイナポイントの登録などでも使用します）

- ③住民基本台帳用暗証番号は、住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ④券面事項入力補助用暗証番号は、個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

（新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）などで使用します）

- ⑤印鑑登録証用暗証番号は、住民環境課、各住民サービス室窓口で印鑑登録証明書を発行するための暗証番号です。

→ ②、③、④、⑤の暗証番号は、**数字4文字**で設定できます。同じ**数字4文字**で設定することもできます。

- ⑥マイキーIDは、マイナンバーカードの電子証明書を利用し、「ウェブ上のマイキープラットフォームで本人を認証するキー」として使用します。

（マイキープラットフォームの各種サービスやマイナポイントの付与に使用します。）

マイキープラットフォームで手続きをすると、**自動で設定**されます。